

奈義町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年8月

目次

はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針	2
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	2
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本方針	2
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	2
第3節 感染症危機における有事の対応の流れ	3
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	4
1) 平時の備えの整理や拡充	4
2) 感染症拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	5
3) 基本的人権の尊重	5
4) 危機管理としての特措法の性格	5
5) 関係機関相互の連携協力の確保	5
6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	5
7) 感染症危機下の災害対応	6
8) 記録の作成・保存	6
第5節 対策推進のための役割分担	6
1) 国の役割	6
2) 県の役割	6
3) 町の役割	6
4) 関係機関の役割	6
5) 町民の役割	7
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	7
第1節 町行動計画における対策項目等	7
1) 町行動計画の主な対策項目	7
2) 複数の対策項目に共通する横断的な視点	12

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	13
第1章 実施体制	13
第1節 準備期	13
第2節 初動期	13
第3節 対応期	13
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	15
第1節 準備期	15
第2節 初動期	15
第3節 対応期	15
第3章 まん延防止	16
第1節 準備期	16
第2節 初動期	16
第3節 対応期	16
第4章 ワクチン	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	20
第3節 対応期	22
第5章 保健	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期	23
第3節 対応期	23
第6章 物資	24
第1節 準備期	24
第2節 初動期	24
第3節 対応期	24
第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保	25
第1節 準備期	25
第2節 初動期	25
第3節 対応期	25
参考資料 奈義町新型インフルエンザ等対策本部条例	27

はじめに

奈義町では、町民の健康を守り、安全な生活を維持するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、また、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）との整合性を保ちながら、平成 26 年 11 月、奈義町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定した。

町行動計画は、町全体の対策を総合的に推進するための計画であり、町内の措置や体制、他の自治体や関係機関との連携を定めている。町行動計画の対象となる感染症は、県行動計画と同様で、以下のとおりである。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）
- ・感染症法第 6 条第 8 項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延の恐れがあるもの
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延の恐れがあるもの

今回の改訂は、令和 7 年 1 月に改訂された県行動計画と同様、実際の感染症危機対応で浮き彫りとなった課題を踏まえ、次の感染症危機に対する準備を強化するためのものである。具体的には、対策の充実と改善を図り、町民の安全を確保することを目的としている。また、科学的知見や過去の経験を反映させ、国が政府行動計画を定期的に見直すのに合わせ、町行動計画も適切に改訂を進める。これにより、町民の健康と安全な生活を維持し、感染拡大のリスクを最小限に抑えることを目指す。

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは難しく、発生自体を完全に阻止することも困難である。新型インフルエンザ等の発生を地域の危機管理として重要な課題と位置付け、次の2つを主な目的として対策を実施する。

1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染症の拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制整備のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等を少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域内での感染拡大防止策を推進し、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画（BCP）の策定と実施等により、医療提供業務と町民の生活・町民経済安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要がある。これまでのパンデミックの経験を踏まえ、一つの対策に偏らず、発生前から流行が収束するまでの一連の対応を柱とした計画を策定する。

発生前の段階（準備期）

準備期では、地域医療提供体制の整備、抗インフルエンザ薬等の備蓄、ワクチン流通体制の確立が重要となる。また、町民への啓発や事業継続計画の策定、DXの推進、人材育成、実践的な訓練を実施し、対応体制の定期的な点検や改善を行う。これにより新型インフルエンザ等の発生に備えた万全の事前準備を進める。

初動期

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合、初動期として即座に対応体制へ移行する必要がある。感染症の特性に応じ、情報収集・分析を行い適切な行動を開始する。また、国内外の状況を踏まえ、病原性や感染リスクが高い場合は封じ込めを念頭に強力な対策を実施する。

対応期

感染が国内で発生し拡大した場合、対応期として以下の対策を講じる。

患者への入院措置や治療、感染リスクの高い者への予防的抗インフルエンザ薬投与を検討する。また、病原性に応じ、岡山県知事の要請や指示に基づき、不要不急の外出自粛、施設利用制限に関する周知を行い、感染拡大を抑制する。加えて状況に応じた柔軟な見直しが必要であり、新たな情報に基づいて対策を適切に変更する。社会の変化に伴い、計画通りに進まない事態が想定されるため、町、県、国、事業者間の連携を密にし、最善の対策を模索していく。

感染拡大防止策と医療対応

町民の生命を守るため医療対応と感染拡大防止策を組み合わせた総合的な対応が必要となる。感染拡大防止策においては社会全体で取り組むべきであり、職場での感染予防や重要業務の選定が求められる。さらに事業者従業員の感染により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民へ感染対策について理解を得る呼びかけが重要となる。

公衆衛生対策の重要性

医療提供体制の限界や社会的混乱を避けるには、行政だけでなく、事業者や町民全員が感染予防と備蓄に協力する必要がある。新型インフルエンザ等対策は季節性インフルエンザ等の基本的な感染防止策を基盤とし、特に治療薬やワクチンが不足する可能性が高い新興感染症等の場合、公衆衛生対策が更に重要となる。日常的な手洗いやマスク着用など、個人の行動が感染拡大の防止につながる。

第3節 感染症危機における有事の対応の流れ

初動期では、病原体に関する知見が限られるため、感染拡大防止を最優先とし、迅速な対応を行うことで流行状況の早期収束を目指す。その後、対応期においては、科学的知見を活用しながら状況の変化に応じた柔軟な対策を実施していく。これには病原体の性状把握、検査体制・医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及進展も含まれる。また、病原体が変異し感染性や病原性が変化する場合に備え、長期的な対応も視野に入れた計画策定を行う。

このように、有事のシナリオは時期ごとに適切な対応を講じることで、感染症危機への長期的かつ柔軟な対応を目指す。

1. 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

2-1. 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部、岡山県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、奈義町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）の設置後、県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

2-2. 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

2-3. 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化する必要が生じる可能性も考慮する）。

2-4. 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要であるため、以下の取組を進める。

・ 準備の整理と共有

新型インフルエンザ等発生時に必要な対策を関係者間で共有し、必要な準備を整理する。

・ 初動体制の整備

初発の感染事例を探知する能力を向上させ、初発の感染事例を探知した後に迅速な対応ができる体制を整備する。全庁的な対応も進める。

・ 普及啓発と訓練

感染症の危機が必ず起こり得るとの認識を関係者や町民に広め、訓練を通じ備えの点検や改善を行う。

- ・ **医療提供体制等の充実**

医療提供体制や検査体制の整備、リスクコミュニケーションの充実など平時からの準備を進める。

- ・ **DX 推進と連携**

負担軽減や情報活用、国・県・町の連携の円滑化を図るため、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や人材育成を進める。

2) 感染症拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染症拡大防止と町民生活及び社会経済活動とのバランスを保つため、以下の取組を実施する。

- ・ **柔軟かつ機動的な対策切替え**

病原体の性状や医療提供体制、ワクチン普及状況、社会経済状況などの変化に応じ、適切なタイミングで対策を切り替える。事前に判断指標や考慮要素も定める。

- ・ **対策項目ごとの時期区分**

リスク評価に応じて対策の切替え時期を明確化し、具体的な内容を記載して実施する。また、個々の対策のタイミングの目安を示す。

- ・ **町民等への情報提供・共有**

町民の理解と協力を得るため、感染症や対策の基本的な知識を学校教育や様々な場面を活用して普及する。また、科学的根拠に基づく情報提供・共有を通じて、町民が適切な判断・行動を取れるよう支援する。

3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策を実施する際には、町民の基本的人権を尊重しながら対応を図る。特措法に基づく要請や行動制限を行う場合、制限は必要最小限に留めることを基本とする。さらに、法令に基づく正当な根拠を示し、町民への十分な説明と理解の醸成を図ることが重要である。また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷や偏見・差別は人権侵害に当たり、許容されない。このような偏見・差別は受診行動を阻害し、感染拡大防止を遅らせる要因となるほか、医療従事者の士気を低下させる可能性もある。さらに、感染症の影響を特に受けやすい社会的弱者にも配慮し、町民全体の安心を確保しつつ、社会の分断が生じないように取り組む必要がある。

4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は感染症有事における危機管理を目的として設計されており、緊急時に多様な措置を講じることが可能な制度である。ただし、新型インフルエンザ等の発生時、病原性の程度やワクチン・治療薬の効果によっては、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がない場合も想定される。そのため、どのような状況でもこれらの措置を一律に適用するものではない点に留意し、適切な対応を柔軟に検討することが重要である。

5) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部や県対策本部との緊密な連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する役割を担う。町対策本部長は、必要性を認めた場合に速やかに、県対策本部長へ総合調整の要請を行い、関係機関間での情報共有や協力体制を確保する。これにより、感染症対策の円滑な実施を追求し、地域住民への迅速かつ適切な対応を図る。

6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7) 感染症危機下の災害対応

国は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市町村を中心に避難所施設の確保等を進めることや、県及び市町村において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制の整備等を進めることとしている。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県及び国と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8) 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

1) 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等対策の基本方針・政府行動計画の策定
- ・ ワクチンや医薬品の確保・配分
- ・ 緊急事態宣言の発出
- ・ 地方公共団体や指定公共機関の支援、情報提供

2) 県の役割

- ・ 県行動計画の策定
- ・ 保健所による疫学調査、健康観察、医療調整
- ・ 広域的な医療・接種体制の調整
- ・ 市町村への助言・支援
- ・ 県対策本部の設置・運営

3) 町の役割

- ・ 町行動計画の策定・実施
- ・ 町対策本部の設置・運営
- ・ 関係機関との連携
- ・ 町民への情報提供、対応支援
- ・ ワクチン接種体制の調整・実施

4) 関係機関の役割

- ① 医療機関
 - ・ 県との医療措置協定締結
 - ・ 院内感染対策の研修
 - ・ 感染症対策物資等の確保等の推進
 - ・ 業務継続計画（BCP）の策定及び地域の関係機関との連携
 - ・ 病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供
 - ・ 後方支援又は医療人材の派遣
- ② 登録事業者 特措法第 28 条
 - ・ 職場における感染予防策の実施
 - ・ 重要業務の事業継続等の準備
- ③ 一般の事業者
 - ・ 職場における感染対策の実施
 - ・ 平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄
- ④ 指定（地方）公共機関
 - ・ 感染症対策物資等の確保等の推進

5) 町民の役割

- ・ 平常時からの健康管理
- ・ 新型インフルエンザに関する情報や知識の獲得
- ・ 基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）

第 2 章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第 1 節 町行動計画における対策項目等

1) 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民の生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

町や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の 7 項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民の生活及び地域経済の安定の確保

① 実施体制¹

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全県的な社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、地域全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、町は県及び他の市町村等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。新型インフルエンザ等が発生する前から、緊密な連携を維持しつつ、庁内一体となった取組を推進する。

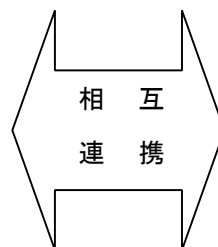
新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、町民生活及び地域経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認められ、特措法に基づく緊急事態宣言が発せられた場合は、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに町長、副町長及び関係部局等からなる「奈義町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年 3 月 7 日条例第 3 号。以下「条例」という。）」に基づく 町対策本部を設置し、必要な対策を行う。

新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

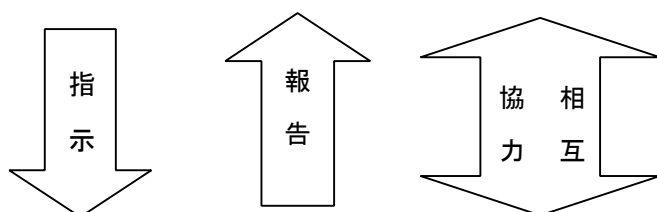
¹ 特措法第 8 条第 2 項第 1 号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第 3 号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家等との連携等を記載する。

奈義町新型インフルエンザ等対策実施体制

奈義町新型インフルエンザ等対策本部 (緊急事態宣言時に設置)	
本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	総務課長、こども・長寿課長、 教育長、各課長



岡山県 新型インフルエンザ等 対策本部
岡山県 新型インフルエンザ等 対策連絡会議



奈義町新型インフルエンザ等 対策連絡会議		関係機関
部長	こども・長寿課長	岡山県疾病感染症対策課、美作保健所勝英支所、 津山圏域消防組合、勝田郡医師会
部員	新型インフルエンザ等対策実 務担当者各部からの構成員	

奈義町新型インフルエンザ等対策 各部所掌事務

部署	主な所掌事務
共通	・ 部内の調整 ・ 流行地域又はその周辺地域と関係する事業の把握及び検討 ・ 所管施設及び職場における感染防止対策 ・ 催し物等の事業の実施の検討 ・ 所管施設等の臨時休館の検討
総務課	・ 広報（情報の提供等） ・ 報道機関との調整 ・ 職員の服務・配置の調整 ・ 職員研修の実施 ・ 職員の特定接種の調整・実施 ・ 危機管理に関する総合調整 ・ 非常用食料の備蓄と供給体制の調整 ・ 対策関係予算に関すること ・ 事業継続計画の策定に関すること
こども・長寿課	・ 高齢者、障害者等保護を要する者の支援 ・ 児童の保護者への支援 ・ 福祉施設での感染防止対策 ・ 非常用食料等の引き渡しの実施 ・ 感染予防のための消毒に関すること ・ 県との連絡調整 ・ 情報収集及び各課への情報提供 ・ 感染拡大の防止に関すること ・ 特定接種及び住民接種に関すること ・ 医療提供体制に関すること ・ 町民相談窓口の設置 ・ 町民の健康管理に関すること
産業振興課	・ 生活必需品の確保対策 ・ 商工業関係との連絡調整 ・ 観光、旅行業者との連絡調整 ・ 農業、林業関係団体との連絡調整 ・ 鳥インフルエンザ対策に関すること
地域整備課	・ 飲料水の提供に関すること
税務住民課	・ 遺体の保管、火葬に関すること ・ 廃棄物の処理に関すること ・ 流行地域への渡航自粛の要請
教育委員会	・ 教育関係対策の総合窓口 ・ 公立学校の指導 ・ こども園の運営に関すること ・ 児童、生徒の保健、安全に関すること ・ 生涯学習施設の衛生管理
議会事務局・出納室	・ 本部長が所管する所掌事務の応援に関すること

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

情報提供体制として、情報内容を統一し、一元的に発信する体制を構築する。町対策本部に広報責任者を配置し、不安軽減を目指した仕組みを整備する。

情報提供手段としては、媒体の多様性や届きにくい対象への配慮を徹底し、分かりやすく迅速に提供することを重視する。

発生前から予防的対策として情報提供を行い、学校などで感染症や公衆衛生の教育を強化し、正しい行動につなげる。発生時には国内外の状況や科学的知見を基に迅速かつ分かりやすい情報提供を行い、人権や個人情報保護に配慮し、風評被害を防止する。

③ まん延防止

個人の対策として、発生初期よりマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けることなどを促す。また、緊急事態では不要不急の外出自粛を呼びかける。

地域や職場対策では、個人対策を徹底するとともに、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。さらに、新型インフルエンザ等緊急事態においては、岡山県知事が行う施設使用制限の要請に関する周知広報を行う。

④ ワクチン

ワクチン接種の目的は、個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数を減少させることで入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制を対応可能な範囲内に収めることである。これにより新型インフルエンザ等がもたらす健康被害や社会・経済活動への影響を最小限に抑えることが可能となる。そのため、医療機関、事業者、関係団体などと協力し、平時から接種の具体的な体制や実施方法を準備する必要がある。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、感染状況や医療提供体制に応じた対策を実施し、町民の生命と健康を保護することを目的とする。町民への適切な情報提供やリスクコミュニケーションを通じて、地域住民の理解と協力を得ることが重要である。

新型インフルエンザ等発生時には、美作保健所勝英支所や勝田郡医師会と連携して医療提供体制の整備に協力する。また、県や医療機関が設置する「帰国者・接触者外来」「帰国者・接触者相談センター」「発熱外来」等に関して、町としてその周知徹底を図るなどの協力を行う。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生すると、全国的かつ急速にまん延する恐れがあるため、感染症対策物資等の利用需要が急激に増加することが予測される。医療機関を始めとする関係機関において感染症対策物資等を十分に確保できるよう、平時から感染症対策物資等の備蓄を推進するとともに、需給状況を把握できる体制を整備することが必要である。発生時には、感染症対策物資等の需給状況を迅速に把握し、医療機関などで必要な物資が確保されるよう取り組む。

⑦ 町民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命・健康に被害が及ぶだけでなく、町民の生活や社会経済活動に大きな影響を与える可能性がある。このため、町は発生に備え、事業者や町民に準備の必要性を啓発し、平時から指導を行う。指定（地方）公共機関は業務計画を策定するなど必要な準備をする。

発生時には、町は町民生活や社会経済活動の安定を確保するための必要な対策と支援を実施する。事業者や町民は平時からの準備を基にして、事業継続や感染防止に努めることが求められる。

2) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

① 人材育成

新型コロナウイルス対応の経験を持つ者の知識や技術を他の職員に共有し、幅広い対応体制を構築することが重要である。全庁体制による災害対応の経験や知見を活用し、必要な研修や訓練を通じて人材育成を進めることで、新型インフルエンザ等への備えを強化すべきである。

② 関係機関との連携

平時から関係機関と意見交換を行い、発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう準備を整えることが必要である。また、共同訓練を実施し、連携の確認や改善を行いながら、常に関係機関との協力体制を強化していくことが求められる。

③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

デジタル技術を活用し、感染状況の迅速な把握や関係機関間でのリアルタイムな情報共有が可能となる仕組みが重要である。これにより、業務負担を軽減しつつ、関係者間の効率的な連携を実現し、新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させることが期待される。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

町として、政府行動計画及び県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生を想定した実践的な訓練を実施し、即応性を向上させる。

1-2. 町行動計画等の作成及び体制整備・強化

- ① 町行動計画の作成・改訂時には、感染症専門家や学識経験者の意見を反映させる。
- ② 新型インフルエンザ等発生時に必要な業務の強化・拡充を図るため、必要人員を確保するとともに、重要な業務を有事であっても継続できるよう業務継続計画（BCP）を策定・改訂する。
- ③ 対策に携わる職員の育成を目的とした教育・訓練を行い、対応能力を向上させる。
- ④ 急激な感染拡大や短期的な準備が必要な場合に備え、迅速かつ柔軟に対応できる応援体制を事前に整備する。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生時の措置

- ① 国が政府対策本部、県が県対策本部を設置した場合、町は必要に応じて町対策本部を設置することを検討し、対策実施に向けた準備を進める。
- ② 必要に応じて、全庁的な人員体制を強化し、迅速な対応を行える体制を構築する。

2-2. 対策実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策を進めるため、国の財政支援を活用することを検討する。また、必要に応じて地方債の発行を視野に入れ、対策に要する費用を確保できる体制を準備する。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後、以下の体制を速やかに整える。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要な場合は、県を通じて国に職員派遣の要請を行う。
- ② 感染が拡大し事務の実施が困難となった場合は、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

- ③ 特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村や県に応援を求める。

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国の財政支援を最大限活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、感染症対策を迅速かつ適切に実施する。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言が発令された場合、町対策本部を直ちに設置する。発令後は、緊急事態措置を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて総合的な調整を行う。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 対策本部の廃止

緊急事態解除宣言が発出された場合、速やかに町対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1. 情報提供・共有について

町は、町民の感染症危機への理解を促進するため、有用な情報源として信頼されるよう適切な情報提供・共有を行う。また、国からの要請に基づき、コールセンター等を設置する準備を進め、双方向のコミュニケーションを通じたリスクコミュニケーション体制を整備する。

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

町は、国、県、他市町村の対応を参考に情報提供体制を強化し、町民への情報共有や相談受付を進める。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国の要請を受けてコールセンター等を設置し、町民の不安解消と適切な行動を促す双方向コミュニケーションを実施する。

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

町は、町民に対する必要な情報提供、相談受付等を継続的に行い、情報の透明性を維持する。

3-2. 基本的方針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

コールセンター等を設置し、継続的に町民の相談に対応する。

3-2-2. 偏見・差別等への対応

町民に対して、感染症が誰でも感染する可能性があるものであることを啓発するとともに、感染者や医療従事者への偏見・差別が許されないことを伝え、それが法的責任や感染症対策の妨げになる可能性があることを周知する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1. 感染拡大防止の基礎的理解の促進

町は、換気、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の普及を図る。また、感染が疑われる場合には保健相談センターへ連絡し、外出自粛や予防行動を徹底するよう平時から町民に啓発する。

第2節 初動期

2-1. 国内での準備対応

町は、国の要請に基づき、業務継続計画（BCP）を基盤として、感染拡大に備えた対応準備を行う。

2-2. 町内での防止対策の実施

町は、感染症法に基づき患者への対応（入院勧告・措置等）や濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察、有症状時対応指導などの準備を進める。

第3節 対応期

3-1. 患者や濃厚接触者以外の町民に対する要請等

3-1-1. 外出等に係る要請

町は、県の状況に応じて、高感染リスク地域や施設への外出自粛、都道府県間の移動自粛を促す対応を行う。

3-1-2. 基本的な感染対策の徹底

町民には、換気、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策を継続し、必要に応じこれらの取組を徹底するよう要請する。また、時差出勤やテレワーク、オンライン会議などの活用を勧奨する。

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施

3-2-1. 封じ込めを念頭に置く時期

感染拡大初期には、外出自粛や基本的な感染対策の徹底を含むまん延防止対策を迅速に実施する。

3-2-2. 病原体の性状等を踏まえた対応

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に基づき、以下の分類に応じて対応を判断する。

- ・ **病原性・感染性ともに高い場合**

重症化や医療のひっ迫リスクが高いため、広範囲の行動制限等の強度の高いまん延防止対策を講じる。

- ・ **病原性が高く、感染性が低い場合**

感染拡大の速度が緩やかな場合、患者や濃厚接触者への対応を徹底して感染拡大を防止する。

- ・ **病原性が低く、感染性が高い場合**

リスクが低いものの拡大スピードが速いため、軽度のまん延防止対策を行い、宿泊療養や自宅療養体制を県と連携して整備する。

- ・ **特定グループのリスクが高い場合**

高リスクの対象（子ども、高齢者、既往症のある者など）に対し重点的な対策を検討する。例えば、学校等への対応として学級閉鎖・休校や施設利用の制限を実施し、感染拡大を防止する。

3-2-3. ワクチンや治療薬等が普及する時期

ワクチンや治療薬が普及し、感染リスクが低下した場合、特措法によらない基本的な感染症対策への移行を検討する。ただし、病原体の変異による感染性や病原性の高まりが発生した場合は、必要に応じた適切な対応を実施する。

3-2-4. 基本的感染症対策への移行と評価

町は、これまで実施したまん延防止対策を評価し、病原体の変異や次の感染症危機への備えに向け、対策の改善を行う。また、さらなるリスク低減に向けた体制整備を進める。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、表1を参考に、接種を実施する場合に速やかに資材を確保するため、平時から予防接種に必要なとなる資材の確保方法等の確認を行う。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急物品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】 ☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たり、随時事業者を把握するほか、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2. 特定接種

- ① 町は、国が定める基準に該当する事業者の登録業務に協力する。
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する地方自治体を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

1-3-3. 住民接種

迅速な予防接種等を実現するため、平時から次の（ア）から（ウ）までの準備を行う。

（ア）町は、国等の協力を得ながら、居住する者が速やかにワクチン接種できる体制を構築する²。

次の事項について、医師会等と連携の上、検討を行うとともに、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう検討する。

- i 接種対象者数（表2 参照）
- ii 人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健相談センター、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県、町間及び医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法

（イ）町は、円滑な接種実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を締結する等、町以外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ）町は、町民が速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所・接種の時期の周知、予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

² 予防接種法第6条第3項

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 町民への対応

町は、定期の予防接種について、被接種者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q&A の提供など、双方向的な取組を進める。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1—6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳—18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の準備

町は、国が特定接種又は住民接種の実施を見据えて整理した、接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

2-1-2. 早期の情報収集

町は、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を国及び県から収集する。

2-1-3. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、効率的な接種の観点から、県が広域的な接種の実施体制の構築について検討及び調整を行う場合、必要な協力を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、表1に記載する資材について、適切に確保する。

2-3. 接種体制

2-3-1. 特定接種

町は、医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-3-2. 住民接種

- ① 町は、接種を速やかに開始できるよう、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市町村、県、医療機関、健診機関等と接種を実施する医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種を実施する医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健相談センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議する。
- ③ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村又は都道府県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ④ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、運営要員の確保を進めるとともに、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。なお、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合、医療法に基づく診療所開設の許可等を受ける。
- ⑤ 町は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者が接種会場に赴かないよう広報等を行い注意喚起する。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、医療機関及び接種者に対し、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑥ 接種会場での救急対応について、町は、被接種者にアナフィラキシーショック等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品について表1を参考に準備を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、適切な連携体制を確保する。
- ⑦ 町は、接種会場における感染性廃棄物の処理のため、廃棄物処理業者の選定を進める。
- ⑧ 接種会場における感染予防の観点から、接種経路の設定に当たって、町は、ロープなどにより進行方向に一定の流れを作ることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者

が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保するとともに、要配慮者への対応が可能のように準備を行う。

第3節 対応期

3-1. ワクチン及び必要な資材の供給

- ① 国からの要請を受け、町はワクチンの流通と供給状況を適切に把握し、接種後の使用実績を踏まえた割り当て量の調整を行うことで、接種希望者の集中を防ぐ。
- ② ワクチン供給に偏在や滞りが生じた場合、町は県と連携し、在庫状況の調査を進めるとともに必要に応じ地域間の融通を行い、供給体制を安定化させる。

3-2. 接種体制

町は準備期及び初動期に整備した接種体制に基づき、以下の事項を実施する。

3-2-1. 特定接種

地方公務員への特定接種

国が緊急の必要性を認め、特定接種を決定した場合、町は国と連携し、地方公務員を対象とした集団接種を行う。接種対象者には本人の同意を得たうえで実施する。

3-2-2. 住民接種

予防接種の準備

町は国及び県と連携し、住民接種のための体制準備を進める。

予防接種体制の構築

準備期・初動期に準備した計画に基づき、具体的な接種会場の整備と運用を進める。
接種需要に応じて会場追加も検討する。

接種情報の提供・共有

予約受付体制を構築し、接種計画に基づいて接種を開始する。さらに、接種に関する情報を国に提供し共有する。

接種体制の拡充

必要に応じ、保健センターや高齢者施設など、医療機関以外の接種会場を増設し、接種困難な対象者を支援する体制を関係団体と連携して確保する。

接種記録の管理

市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 情報提供・共有

- ① 町は、接種日程や会場、副反応疑い報告、健康被害救済申請方法等を含む予防接種情報を町民へ周知する。これにはコールセンターの連絡先や国が提供するワクチン有効性・安全性に関する情報も含まれる。また、接種差別の防止について啓発を行う。
- ② 地域の医療機関の対応状況や接種相談窓口などの必要情報を検討し、町民へ提供する。
- ③ パンデミック時には特定接種・住民接種の広報を強化し、定期予防接種率の低下に伴う疾病まん延を防ぐため、定期予防接種の必要性について引き続き町民へ周知を行う。

第5章 保健

第1節 準備期

1-1. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、国から提供された情報や媒体を活用し、以下の内容を町民へ情報発信する。

- ・感染症の基本的な情報
- ・換気、マスク着用、手洗い、咳エチケット、人混みを避ける対策などの基本的な感染予防対策
- ・新型インフルエンザ等の発生状況及び対応行動に関する情報

第2節 初動期

2-1. 町民への情報提供・共有の開始

町は、国が設置したホームページや Q&A を活用し、町民に迅速な情報提供を行う。また、コールセンターの設置により町民からの相談を受け付け、双方向のコミュニケーションを重視したリスク情報の共有を進め、住民の理解を促進する。

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染拡大時期には、新型インフルエンザ等に関する情報や対策、発生時に取るべき行動について、町民の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。

3-2. 主な対応業務の実施

健康観察及び生活支援

町は県が行う健康観察に協力し、必要な情報の共有を受ける。また、町は県と連携し、感染者や濃厚接触者への生活支援（食事提供、必要物品支給など）を実施することで、患者の生活維持に貢献する。

第6章 物資

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資の備蓄

町は、町行動計画に基づき、感染症対策に必要な物資を備蓄し、定期的にその状況を確認する。さらに、この備蓄については、災害対策基本法に基づく物資との兼用を可能とすることで効率的な管理を図る。

第2節 初動期

2-1. 物資不足への対応準備

町は、医療機関等で物資の不足が見込まれる場合、国や県、事業者と連携して必要物資を確保するための準備を進める。

第3節 対応期

3-1. 物資供給における相互協力

新型インフルエンザ等の緊急事態時に物資や資材が不足した場合、町は国や県、市町村、指定（地方）公共機関などと連携し、関係機関で備蓄されている物資を相互に活用して供給体制を維持する。

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策に必要な情報を関係部局間及び関係機関と共有できる体制を整備し、連携を強化する。

1-2. 支援実施に関する仕組み整備

行政手続や支援金給付のデジタル化（DX）を推進し、効率的かつ迅速な支援体制を整備する。特に高齢者やデジタル環境に習熟していない者、外国人への配慮を忘れず、情報が網羅的に提供される仕組みを構築する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

感染症対策物資に加え、食料品や生活必需品を町独自に備蓄する。この備蓄は災害対策基本法に基づく他の物資備蓄と兼用可能とする。また、事業者や町民に対し、マスクや消毒液、食品などの日用品の備蓄を奨励し、地域の準備を強化する。

1-4. 生活支援者への準備

町は国からの要請を受け、高齢者や障害者といった要配慮者への支援（見回り、食事提供、介護サービスなど）の具体的手続をあらかじめ策定し、迅速に対応できる体制を確保する。

第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

感染拡大で死亡者が増加し、火葬場の能力を超える事態が発生する可能性を考慮し、遺体を一時的に安置する施設の確保を、国や県の要請に基づき準備する。

第3節 対応期

3-1. 町民生活の安定のための対応

3-1-1. 心身への影響への施策

感染症対策による町民の心身への悪影響を軽減するため、自殺予防、メンタルヘルス支援、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発育支援など、幅広い施策を実施する。

3-1-2. 支援が必要な者への対応

高齢者や障害者など要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療など）や、亡くなった方への対応を国の要請に基づき実施する。

3-1-3. 教育の継続支援

長期的な休校や学校利用制限に伴い、子どもの学びが途切れないようオンライン教育支援などを整備する。

3-1-4. 物価安定と関連物資の供給確保

必要物資の価格高騰を防ぐため、監視・調査を行い、関係機関と連携して対応する。また、買占めや乗値上げを防ぐ啓発活動を実施し、町民への相談窓口を整備する。必要に応じて法的措置を講じ、迅速かつ公平な対応を図る。

3-1-5. 火葬・埋葬の特例実施

火葬能力が不足する事態に備え、火葬炉の最大稼働や遺体安置所の確保、特措法に基づく埋葬の特例措置を迅速に行い、公衆衛生を維持する。

3-2. 社会経済活動の安定に向けた対応

3-2-1. 事業者への支援

感染症対策による経済的影響を受けた事業者を支援するため、財政上の緩和措置を公平かつ効果的に実施する。

3-2-2. 地域経済の安定

水道事業を担う町は、水の安定供給を確保するため、適切な措置を町行動計画に基づき実施する。

【参考資料】

奈義町新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条の規定に基づき、奈義町新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、町長をもって充て、対策本部の事務を総括し、対策本部の職員を指揮監督する。

3 副本部長は、副町長をもって充て、本部長を助け、対策本部の事務を整理し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

5 対策本部にその他必要な職員を置くことができる。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員、岡山県の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。